

所得金額

課税対象となる収入が無かった場合は、申告書表面左下「5. 課税対象となる収入がなかった人」欄の1～7の該当する項目に記入してください。収入が無くても国民健康保険税等の算出に必要ですので、必ず提出してください。

- 収入金額・・・令和6年中に収入することの確定した金額を記入します。
- 必要経費・・・収入を得るための経費に限られ、日常家事に要した生活費は含みません。
- 所得金額・・・収入金額から、必要経費等を差し引いた金額を記入します。

事業	㉞① 営業等	製造業、建築業、小売業、飲食店業、サービス業等の営業や医師、弁護士、外交員等の自由職業または畜産業、漁業等の農業以外の事業から生ずる所得
	①② 農業	米、麦、野菜、花、果樹、まゆ等の栽培もしくは生産または農家が兼営する畜産、家さん等の育成、肥育、採卵もしくは酪農品の生産等の事業から生ずる所得
㉞③ 不動産		土地や建物等の不動産の貸付け、借地権等の不動産の上に存する権利の設定及び貸付け、船舶や飛行機の貸付けから生ずる所得

個人で事業や不動産貸付け等を行うすべての方は、記帳と帳簿書類の保存が義務付けられています。

㉞④ 利子	公社債及び預貯金の利子並びに合同運用信託、公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託の収益の分配に係る所得。
㉞⑤ 配当	株主や出資者が法人から受ける剰余金の配当や、投資信託(公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託以外のもの)の収益の分配等に係る所得 上場株式等の特別配当等は、道府県民税配当割が特別徴収され、原則申告不要です。所得税の確定申告をした場合は、所得割を算定し、配当割額を控除します。

㉞⑥ 給与	給料、賃金、賞与等の所得 ㉞ 給与収入金額・・・源泉徴収票の支払金額欄の金額 ⑥ 給与所得金額・・・給与所得の計算表から計算します。 なお、下記の項目に該当する場合、給与所得から所得金額調整控除が控除されます。 ① 給与等の収入金額が850万円を超え、次の1から3のいずれかに該当する場合 1 本人が特別障害者に該当する。 2 年齢23歳未満の扶養親族を有する。 3 特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する。 該当する場合は申告書裏面の「15. 所得金額調整控除に関する事項」欄に記入します。 算出式 所得金額調整控除＝{給与収入金額(上限1,000万円)-850万円}×10％ ② 給与所得(10万円を超える場合には、10万円)及び公的年金等所得(10万円を超える場合には、10万円)の合計額が10万円を超える場合、合計額から10万円を控除した残額が総所得金額を算出する際に給与所得の金額から控除します。 算出式 所得金額調整控除＝{給与所得(上限10万円)＋公的年金所得(上限10万円)}-10万円 ①と②の両方該当する場合、①の算出後の給与所得を用いて、②の算出します。

雑	㉞⑦ 公的年金等	厚生年金、国民年金、公務員の共済年金、恩給等の所得 ㉞ 公的年金等収入金額・・・源泉徴収票の支払金額欄の金額 ⑦ 公的年金等の雑所得金額・・・公的年金等の雑所得の計算表から計算します。
	②⑧ 業務	原稿料、講演料、シルバー人材センター配分金等による所得
	㉞⑨ その他	生命保険等の年金(個人年金、相続年金)、暗号資産取引等の公的年金等の雑所得及び業務に係る雑所得以外のものによる所得

㉞⑩ 総合譲渡・一時	㉞・㉞ 総合譲渡所得・・・機械・ゴルフ会員権・特許権・書画・骨董・貴金属等の資産の譲渡による所得 ・短期・・・資産の保有期間が5年以内。 ・長期・・・資産の保有期間が5年を超える。 ㉞ 一時所得・・・・・・・生命保険等の満期(解約)返戻金、懸賞当選金品、競馬・競艇の払戻金等、一時的な性質の所得

※配当、給与(源泉徴収票のない方)、業務雑及びその他雑、総合譲渡、一時所得については、必ず申告書裏面の「9. 配当所得」「7. 給与収入」「12. 公的年金等以外の雑所得」「13. 総合譲渡所得・一時所得」欄も記入します。

※分離所得(土地建物等の譲渡、株式等の譲渡、先物取引等)があった方は、税務署へ確定申告をしてください。

所得控除

「3. 所得から差し引かれる金額」の⑫～㉞欄の該当箇所を記入し、4ページ＜参考資料＞を参照に計算ができれば「4. 所得から差し引かれる金額」の⑫～㉞欄を記入します。

各種控除を受ける場合、証明書等の写しが必要です。郵送申告の場合、必ず同封してください。添付書類がない場合は控除が適用できません。

⑫ 雑 損 控 除	災害や盗難等で住宅や家財に損害を受けた場合の控除
⑬ 医 療 費 控 除	一年間に支払った医療費が一定額以上の場合の控除(医療費控除の明細書が必要) ※従来の医療費控除とセルフメディケーション税制(医療費控除の特例)のいずれか一方を選択
⑭ 社会保険料控除	国民健康保険税(料)、任意継続保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料、介護保険料等(証明書または領収書の写しが必要) ※年金天引きの各種保険料(税)、西条市に支払った各種保険税(料)は証明書、領収書の写しは不要
⑮ 小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済制度、個人型確定拠出年金掛金(iDeCo)、心身障害者扶養共済掛金等(申告用支払証明書の写しが必要)
⑯ 生命保険料控除	一般生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料(申告用支払証明書の写しが必要)
⑰ 地震保険料控除	地震保険料または旧長期損害保険料(申告用支払証明書の写しが必要)
⑱ ひとり親・寡婦控除	ひとり親控除 現に婚姻をしていない、または配偶者が生死不明の者のうち、前年の合計所得金額が500万円以下で、生計を一にする子(前年の総所得金額等が48万円以下)を有し、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者(※)がいない場合の控除
	寡婦控除 ①または②に該当し、前年の合計所得金額が500万円以下で、ひとり親に該当せず、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者(※)がいない場合の控除 ①夫と離別した後婚姻をしておらず、子以外の扶養親族(前年の合計所得金額が48万円以下)を有する者 ②夫と死別した後婚姻をしていない者または、夫の生死が明らかでない者 ※事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者とは、住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」と記載がある者です。
⑲ 勤労学生控除・未成年	勤労学生控除 学生等で自己の勤労に基づく給与所得があり、合計所得金額が75万円以下(うち勤労に基づく給与所得以外の所得が10万円以下)の場合の控除(証明書の写しが必要)。
	未成年 令和7年1月1日現在、18歳未満の者
⑳ 障 害 者 控 除	本人または扶養親族が障害者の場合の控除。障害の程度が重度の場合は特別障害者となります。
㉑ ㉒ 配 偶 者 控 除 配偶者特別控除 同一生計配偶者	配偶者控除 本人(合計所得金額が1,000万円以下)と生計を一にする配偶者(事業専従者を除く)で、合計所得金額が48万円以下である場合の控除
	配偶者特別控除 本人(合計所得金額が1,000万円以下)の控除対象配偶者に該当しない配偶者で、合計所得金額が48万円を超えて133万円以下である場合の控除
	同一生計配偶者 本人(合計所得金額が1,000万円超)と生計を一にする配偶者(事業専従者を除く)で、合計所得金額が48万円以下である場合の控除
㉓ 扶 養 控 除	扶養している親族(事業専従者を除く合計所得金額が48万円以下の方)がある場合の控除 別居の親族がいる場合は申告書裏面の「10. 別居の扶養親族等」欄に記入します。国外居住の場合は該当する番号に○をつけてください(親戚関係を証明する書類、送金を証明する書類等の写しが必要)。
㉔ 基 礎 控 除	合計所得金額が2,400万円以下の場合、控除額は43万円 2,400万円を超えると段階的に下がり、2,500万円を超えると適用外

※⑬⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔の控除金額については、4ページ＜参考資料＞にあります。

寄附金税額控除	申告書裏面の「14. 寄附金(受領書を添付)」欄に記入します(寄附金の受領書の写しが必要)。 ・都道府県・市区町村(総務大臣が指定するもの)に対する寄附金 ・愛媛県共同募金会、日本赤十字社愛媛県支部に対する寄附金 ・愛媛県、西条市の条例で指定された団体等への寄附金 ・災害義援金
---------	---